

○北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月31日条例第3号）

北海道職員等の育児休業等に関する条例をここに公布する。

北海道職員等の育児休業等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第15条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

（2） 北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

（3） 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第4条第3項の規定により採用された職員

（4） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合に該当するときは当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4に規定する場合に該当するときは当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

（イ） 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ その養育する子が1歳に達する日（以下イ及び第2条の3において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下イにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員

であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において、当該非常勤職員が、当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が任命権者の定める産前産後の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第8号に掲げる事情があるときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情があるときはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条に規定する場合に該当して育児休業をしている場合であって次条第8号に掲げる事情があるときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情があるときは同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条に規定する場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（第4条及び第11条第7号において「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) 第2条の4に規定する場合に該当すること。

(8) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。)第19条第1項、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。)第19条第1項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第2条第2項において準用する場合を含む。)又は北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。)第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 道職員給与条例第19条の4第1項、学校職員給与条例第19条の4第1項(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)又は警察職員給与条例第22条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次項及び次条第1項において「会計年度任用職員」という。)については、この限りでない。

3 会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「支給する」とあるのは、「支給することができる」とする。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)

第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。次項において同じ。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日(昇給を行う日として人事委員会規則で定める日をいう。以下この項において同じ。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との権衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号俸を調整することができる。

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第9条 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第

6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 北海道職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児短時間勤務の承認が第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

- (1) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。)第4条第1項又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。)第5条第1項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。)第2条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける職員(以下この条において「交替制等勤務職員」という。)が4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 交替制等勤務職員が4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (3) 交替制等勤務職員(船舶に乗り組む職員に限る。)が52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えないように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、任命権者が定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務職員等についての道職員給与条例等の特例)

第15条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての道職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる道職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた
--------	------	----------------------------------

		額に、勤務時間等条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第3項、第5項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第5条第10項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第11条第2項第3号	再任用短時間勤務職員号	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第14条第3項	職員（再任用短時間勤務職員にあっては、	育児短時間勤務職員等（
第14条第4項	（第2項	（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第15条第1項
第14条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が育児休業条例第15条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定

		する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第19条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条第5項及び第19条の4第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条第5項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
附則第22項	北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）	育児休業条例

2 育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第3項、第5項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第10項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条の2の4第2項第3号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、

		その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第14条第3項	学校職員（再任用短時間勤務職員にあっては、	育児短時間勤務職員等（
第14条第4項	第2項	北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第15条第2項
第14条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が育児休業条例第15条第2項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第19条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条第5項及び第19条の4第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
附則第21項	北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）	育児休業条例

3 育児短時間勤務職員等についての警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる警察職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた
--------	------	----------------------------------

		額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第3項、第5項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第10項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第13条第2項第3号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第16条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第16条第3項	職員（再任用短時間勤務職員にあっては、	育児短時間勤務職員等（
第16条第4項	（第2項	（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第15条第3項
第16条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に

		100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第22条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第22条第5項及び第22条の4第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第22条第5項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
附則第22項	北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）	育児休業条例

第16条 育児短時間勤務職員等についての北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第3項	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）のうち、その月の初日から末日までの間の全期間について、育児短時間勤務職員等であった職員（以下「特定育児短時間勤務職員等」
第14条第3項、第14条の3第3項、第14条の4第3項、第14条の5第3項、第27条第3項及び第29条第3項	第2条第3項	第2条第2項
第14条の3第3項、第14条の4第3項、第14条の5第3項、第27条第3項及び第29条第3項	再任用短時間勤務職員	特定育児短時間勤務職員等

3項		
第30条の2第3項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等（次項に規定する育児短時間勤務職員等を除く。）
	その月の現日数から勤務時間等条例第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定により定められた週休日の日数（その月の中途において新たに採用された職員その他の人事委員会規則で定める職員にあっては、人事委員会規則で定める日数）を差し引いた日数（以下この項において「要勤務日数」という。）に8を常時勤務に服することを要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会規則で定める数（以下この項において「人事委員会規則で定める数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）以上であり要勤務日数にその月の初日から末日までの間において勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日並びに勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日以外の日の合計の2分の1の数を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数	8日（特定育児短時間勤務職員等にあっては、その月の現日数から勤務時間等条例第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数（以下この項において「要勤務日数」という。）に8を常時勤務に服することを要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会規則で定める数（以下この項において「人事委員会規則で定める数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。））以上でありその月の初日から末日までの間において常時勤務に服することを要する職員の業務等に従事することとなる日数を考慮して人事委員会規則で定める日数の2分の1（特定育児短時間勤務職員等にあっては、要勤務日数にその月の初日から末日までの間において勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日並びに勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日以外の日の合計の2分の1の数を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数）
	1日以上要勤務日数に8を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数	1日以上8日（特定育児短時間勤務職員等にあっては、要勤務日数に8を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数）
第30条の2第4項	職員に	育児短時間勤務職員等に

2 育児短時間勤務職員等についての北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭

和31年北海道条例第79号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第3項	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)のうち、その月の初日から末日までの間の全期間について、育児短時間勤務職員等であった職員(以下「特定育児短時間勤務職員等
第6条第3項及び第7条第2項	第3条第3項	第3条第2項
第7条第2項	再任用短時間勤務職員	特定育児短時間勤務職員等
第16条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等(次項に規定する育児短時間勤務職員等を除く。)
	その月の現日数から勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条(これらの規定を市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められた週休日の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他の人事委員会規則で定める職員にあっては、人事委員会規則で定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)にその月の初日から末日までの間において勤務時間等条例第4条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する週休日並びに勤務時間等条例第10条(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規	その月の初日から末日までの間において常時勤務に服することを要する職員の業務等に従事することとなる日数を考慮して人事委員会規則で定める日数(以下この項において「人事委員会規則で定める日数」という。)の3分の1(特定育児短時間勤務職員等にあっては、その月の現日数から勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条(これらの規定を市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)にその月の初日から末日までの間において勤務時間等条例第4条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する週休日並びに勤務時間等条例第10条(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する祝

	<p>定する祝日法による休日、年末年始の休日及び開校記念日（以下「休日等」という。）以外の日の合計の3分の1の数を常時勤務に服することを要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会規則で定める数（以下この項において「人事委員会規則で定める数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）以上要勤務日数にその月の初日から末日までの間において休日等以外の日の合計の2分の1の数を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数</p>	<p>日法による休日、年末年始の休日及び開校記念日（以下「休日等」という。）以外の日の合計の3分の1の数を常時勤務に服することを要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会規則で定める数（以下この項において「人事委員会規則で定める数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）以上2分の1（特定育児短時間勤務職員等にあつては、要勤務日数にその月の初日から末日までの間において休日等以外の日の合計の2分の1の数を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数）</p>
	<p>要勤務日数にその月の初日から末日までの間において休日等以外の日の合計の3分の1の数を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数</p>	<p>人事委員会規則で定める日数の3分の1（特定育児短時間勤務職員等にあつては、要勤務日数にその月の初日から末日までの間において休日等以外の日の合計の3分の1の数を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数）</p>
第16条第3項	職員に	育児短時間勤務職員等に

第17条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	とする	とし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
--------	-----	--

第5条第4項	とする	とし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
第5条第5項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

第18条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	とする	とし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第2項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第3項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第19条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

（1） 過員を生ずること。

（2） 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第20条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第21条 北海道職員等の退職手当に関する条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

- 2 育児短時間勤務をした期間についての北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。
- 3 育児短時間勤務の期間中の北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第22条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第23条 短時間勤務職員の給料月額は、道職員給与条例第5条第2項、第3項、第5項若しくは第6項の規定、学校職員給与条例第6条第2項、第3項、第5項若しくは第6項の規定(これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)又は警察職員給与条例第6条第2項、第3項、第5項若しくは第6項の規定により決定された当該短時間勤務職員の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第4項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 道職員給与条例第8条の2から第10条まで、第10条の3、第12条の2、第12条の3及び第20条の規定、学校職員給与条例第9条の2、第10条、第11条の2、第11条の3及び第20条の規定(これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)並びに警察職員給与条例第6条第2項から第9項まで、第10条から第12条まで、第14条の2、第14条の3及び第23条の規定は、短時間勤務職員には、適用しない。

- 3 短時間勤務職員についての道職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる道職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項第3号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤

		務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第14条第3項	職員（再任用短時間勤務職員にあっては、	短時間勤務職員（
第14条第4項	（第2項	（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第23条第3項
第14条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が育児休業条例第23条第3項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

4 短時間勤務職員についての学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の2の4第2項第3号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時ま

		での間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第14条第3項	学校職員（再任用短時間勤務職員にあっては、	短時間勤務職員（
第14条第4項	第2項	北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第23条第4項
第14条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が育児休業条例第23条第4項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

5 短時間勤務職員についての警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる警察職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第2項第3号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）
第16条第1項	支給する	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）

		を乗じて得た額とする
第16条第3項	職員（再任用短時間勤務職員 にあっては、	短時間勤務職員（
第16条第4項	（第2項	（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第23条第5項
第16条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が育児休業条例第23条第5項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

6 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例第14条第3項、第14条の3第3項、第14条の4第3項、第14条の5第3項、第27条第3項、第29条第3項及び第30条の2第3項の規定は、短時間勤務職員について準用する。この場合において、同条例第14条第3項、第14条の3第3項、第14条の4第3項、第14条の5第3項、第27条第3項及び第29条第3項中「第2条第3項」とあるのは、「第2条第4項」と読み替えるものとする。

7 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例第6条第3項、第7条第2項及び第16条第2項の規定は、短時間勤務職員について準用する。この場合において、同条例第6条第3項及び第7条第2項中「第3条第3項」とあるのは、「第3条第4項」と読み替えるものとする。

（部分休業を請求することができない職員）

第24条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1）育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

（2）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「一般短時間勤務職員」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第25条 部分休業の承認は、勤務時間等条例第9条第1項又は学校職員勤務時間等条例第9条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（一般短時間勤務職員を除く。以下この条にお

いて同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 介護時間(勤務時間等条例第16条の2第1項又は学校職員勤務時間等条例第16条の2第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する介護時間をいう。以下この条において同じ。)又は育児の休暇の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該介護時間又は当該育児の休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が任命権者の定める介護時間に相当する休暇又は育児の休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第26条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、道職員給与条例第13条、学校職員給与条例第13条(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)又は警察職員給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、これらの規定に規定する1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第27条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第28条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第29条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(育児休業の許可を受けた職員の給与等に関する条例の廃止)

2 育児休業の許可を受けた職員の給与等に関する条例(昭和52年北海道条例第3号)は、廃止する。

(育児休業の許可を受けた職員の給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和50年法律第62号)に基づく育児休業の期間のうちこの条例の施行の日前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。

(北海道職員等の定数に関する条例の一部改正)

- 4 北海道職員等の定数に関する条例(昭和47年北海道条例第52号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道議会事務局職員定数条例の一部改正)

- 5 北海道議会事務局職員定数条例(昭和47年北海道条例第53号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道企業職員定数条例の一部改正)

- 6 北海道企業職員定数条例(昭和47年北海道条例第54号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 7 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年北海道条例第65号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(短時間勤務職員の給料月額の特例)

- 8 短時間勤務職員であって次の各号に掲げるものの給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第23条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、道職員給与条例の規定に基づく手当の額及び道職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに道職員給与条例第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額、学校職員給与条例の規定(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)に基づく手当の額及び学校職員給与条例第18条(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに学校職員給与条例第9条(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに警察職員給与条例の規定に基づく手当の額及び警察職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに警察職員給与条例第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第23条第1項の規定により定められる額とする。

(1) 道職員給与条例附則第47項第1号及び警察職員給与条例附則第47項第1号に掲げる職員 100分の96

(2) 道職員給与条例附則第47項第2号に掲げる職員、学校職員給与条例附則第44項(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける学校職員及び警察職員給与条例附則第47項第2号に掲げる職員 100分

の98.5

附 則（平成7年7月21日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月17日条例第51号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

（北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

2 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成13年3月30日条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第8号）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第143号。以下「改正法」という。）の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、第1条の規定による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例第3条に規定する特別の事情には、改正法附則第2条第2項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

附 則（平成14年12月20日条例第79号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、（中略）附則第6項及び第8項から第14項までの規定は、同年4月1日から施行する。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正等）

13 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。

附 則（平成18年3月31日条例第11号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第69号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第7条の改正規定(同条の次に14条を加える部分に限る。)及び第8条の改正規定(同条第1号の次に1号を加える部分に限る。)、第2条、第3条、第4条中第8条第2項及び第10条の改正規定、第5条並びに第6条並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成20年3月31日までの間、第1条(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の規定による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第27条の規定の適用については、同条中「第14条」とあるのは、「第5条」とする。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に関する経過措置)

3 改正後の条例第8条の規定は、平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号俸の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号俸の調整については、なお従前の例による。この場合において、同条第1項中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成19年7月31日以前の期間については、2分の1)」とする。

(育児短時間勤務の承認に係る準備行為)

4 附則第1項ただし書に規定する日以後に育児短時間勤務を始めようとする職員は、平成20年3月1日以後、第1条中第7条の改正規定(同条の次に14条を加える部分に限る。)による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例第13条の規定の例により、育児短時間勤務の承認の請求をすることができる。

(北海道職員の給与に関する条例等の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

(1) 北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)第5条第11項

(2) 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第66号)第14条第3項、第14条の3第3項、第14条の4第3項、第14条の5第3項、第27条第3項及び第29条第3項

(3) 北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号)第6条第11項

(北海道学校職員の給与に関する条例及び北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

6 次に掲げる条例の規定中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

(1) 北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号)第6条第11項

(2) 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第79号)第6条第3項及び第7条第2項

附 則(平成20年3月31日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第14号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日条例第34号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日条例第95号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。(後略)

(任期付研究員等に係る最高の号俸を超える給料月額の変更)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、当該各号に定める給料月額及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表8号俸の額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

(1) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)

第5条第4項の規定による給料月額 第4条の規定による改正後の任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表に掲げる号俸の給料月額

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)

第7条第3項の規定による給料月額 第6条の規定による改正後の任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表に掲げる号俸の給料月額

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例第19条第2項(同条第3項、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例第6条第2項又は第6条の規定による改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項及び第5項(これらの規定を北海道職員等の育児休業等に関する条例第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第21条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和63年北海道条例第1号)第4条第1項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(この項後段において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(北海道職員の給与に関する条例(以下「道職員給与条例」という。)、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。)、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)、北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。))及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。))の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)以外

の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの若しくはこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものであるもの、道職員給与条例第4条第1項第4号アに規定する医療職給料表(1)若しくは任期付研究員条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員若しくは同条第1項若しくは任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号俸が1号俸であるものからこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者(平成21年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(道職員給与条例第11条の2第2項、学校職員給与条例第10条の2の5第2項(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。))及び警察職員給与条例第13条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。)、特地勤務手当(道職員給与条例第12条の3、警察職員給与条例第14条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。)、へき地手当(学校職員給与条例第11条の3の規定(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。))による手当を含む。)及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.23を乗じて得た額に、8(平成21年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
道職員給与条例第4条第1項第1号、学校職員給与条例第5条第1項第1号又は警察職員給与条例第5条第1項第2号に規定する行政職給料表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第2号又は警察職員給与条例第5条第1項第3号に規定する海事職給料表	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第3号又は警察職員給与条例第5条第1項第4号に規定する研究職給料表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第4号イに規定する医療職給料表(2)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)及び警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第1号に規定する公安職給料表	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
	3級	1号俸から32号俸まで
	4級	1号俸から16号俸まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.23を乗じて得た額

(人事委員会規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (平成22年3月31日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月29日条例第33号)

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の北海道職員等の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、それぞれこの条例による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

附 則 (平成22年11月30日条例第53号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。(後略)

附 則(平成22年11月30日条例第54号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。(後略)

附 則(平成22年11月30日条例第56号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。(後略)

附 則(平成23年3月18日条例第16号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月30日条例第52号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第73号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第76号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月28日条例第33号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。(後略)

附 則(平成25年12月20日条例第73号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定(北海道職員の給与に関する条例第20条の4第3項の改正規定に限る。)は平成26年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

- 2 第1条の規定(北海道職員の給与に関する条例附則第40項の改正規定及び同条例附則に2項を加える改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の同条例(以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。)附則第40項及び第43項の規定、第2条の規定による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例(次項において「改正後の育児休業条例」という。)の規定、附則第5項の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第11号)及び北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の規定並びに附則第6項の規定による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号)の規定は平成25年4月1日から、改正後の給与条例附則第44項の規定は同年6月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の育児休業条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の北海道職員等の育児休業等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の育児休業条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (平成26年3月28日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (平成26年3月28日条例第77号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日条例第80号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月15日条例第83号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日条例第124号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成28年12月22日条例第112号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日条例第19号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月17日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日条例第66号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（後略）
（平成30年12月規則第76号で、同30年12月25日から施行）
（人事委員会規則への委任）
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
附 則（令和元年10月16日条例第22号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）
（経過措置）
 - 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。
附 則（令和3年3月31日条例第7号）
（施行期日）
 - 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
 - 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附 則（令和4年3月31日条例第6号）
この条例は、令和4年4月1日から施行する。
附 則（令和4年10月18日条例第35号）
 - 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 この条例の施行の日前に提出されたこの条例による改正前の北海道職員等の育児休業等に関する条例第11条第6号の育児休業等計画書（この条例の施行の日以後に始めようとする地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務に係るものに限る。）は、この条例による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書とみなす。